

計算書類に対する注記(法人全体用)

法人名:社会福祉法人 蓬萊会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 退職給付引当金
公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済制度に加入している職員に係る共済納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。
 - ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 山口県健康福祉財団退職共済制度

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりである。

- (1) 法人全体の財務諸表(第一号第一様式,第二号第一様式,第三号第一様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式,第二号第三様式,第三号第三様式)
- (3) 拠点区分ごとの財務諸表(第一号第四様式,第二号第四様式,第三号第四様式)
- (4) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分別内訳表(第一号第二様式,第二号第二様式,第三号第二様式)は作成していません。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① ゆうあい拠点区分 (社会福祉事業)
 - ア 本部
 - イ 生活介護
 - ウ 施設入所支援
 - エ 短期入所
 - オ 日中一時支援
 - ② ソイル拠点区分
 - ア 生活介護
 - イ 移動支援
 - ウ 日中一時支援
 - ③ よつば拠点区分
 - ア よつばホームA(グループホーム)
 - イ よつばホームBC(グループホーム)
 - ウ よつばホームD(グループホーム)
 - エ 桜AB(グループホーム)
 - ④ クローバー拠点区分
 - ア 計画相談支援
 - イ 障害児相談支援
 - ウ 地域密着支援
 - エ 地域移行支援
 - ⑤ てらら拠点区分

- ア 生活介護
- イ 日中一時支援
- ⑥たいよう拠点区分
 - ア たいよう放課後等デイサービス
 - イ たいよう日中一時支援
 - ウ たんぽぽ放課後等デイサービス
 - エ たんぽぽ日中一時支援
 - オ ひまわり放課後等デイサービス
 - カ ひまわり日中一時支援

6. 基本財産の増減内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	90,719,728	47,293,962	0	138,013,690
建物	281,725,408	162,594,000	9,186,211	435,133,197
合計	372,445,136	209,887,962	9,186,211	573,146,887

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	545,667,972	110,534,775	435,133,197
建物	100,996,330	39,044,169	61,952,161
構築物	23,050,420	11,718,672	11,331,748
車両運搬具	21,553,087	18,968,485	2,584,602
器具及び備品	19,083,712	9,751,714	9,331,998
ソフトウェア	1,655,940	770,976	884,964
合計	712,007,461	190,788,791	521,218,670

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	73,152,706	0	73,152,706
未収補助金	6,918,800	0	6,918,800
前払金	94,732	0	94,732
前払費用	1,983,446	0	1,983,446
合計	82,149,684	0	82,149,684

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の

状態を明らかにするために必要な事項
該当なし